

日・ポルトガル租税条約

目的

- 二重課税の回避のため、投資先の国（源泉地国）が課税することができる所得の範囲等について調整。
- 脱税・租税回避行為を防止するための税務当局間での情報交換の実施等を可能とする。

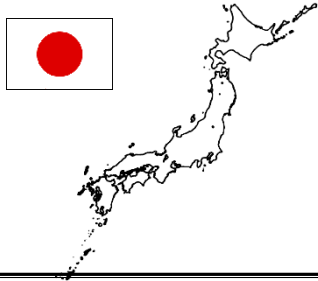
二重課税の調整

● 所得の発生した国（源泉地国）での限度税率を設定

配当所得：一般	10%	親子会社間	5%
利子所得：一般	10%	銀行	5%
使用料：	5%	政府等	免税

● 企業等の事業活動による利得（事業利得）

→進出先の国は、恒久的施設（支店等）がなければ課税することができない。また、その課税対象は、恒久的施設に帰属する所得のみ。 等



脱税等の防止のための税務当局間での情報交換

相互協議手続に係る仲裁の実施

期待される効果

健全な投資・経済交流
人的交流の促進

- ポルトガル進出の日系企業数
⇒34社（自動車メーカー等）
（2011年10月時点）
- 対ポルトガル直接投資額
⇒54億円（2009年フロー）

